

〇〇専修（専門）学校学則

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 本校は、教育基本法及び学校教育法に従い〇〇〇〇（専門）課程を設置し、〇〇〇〇に関する職業若しくは实际生活に必要な能力の育成及び教養の向上を図り、社会の発展に寄与する人材を養成することを目的とする。

（注）外国人を専ら対象とする教育を施す学校は対象とならない。

（名称）

第 2 条 本校は、〇〇〇〇〇〇（高等専修）（専門）学校という。

（位置）

第 3 条 本校は、〇〇市〇〇町〇〇番地に置く。

第 2 章 課程及び学科、修業年限、定員並びに休業日

（課程、学科等）

第 4 条 本校の課程、学科及び修業年限並びに定員は次のとおりとする。

課程名	学科名	修業年限	入学定員	総定員	備考
〇〇（高等）課程	科	年	名	名	
	科	年	名	名	
〇〇（専門）課程	科	年	名	名	
	科	年	名	名	
〇〇課程	科	年	名	名	
	科	年	名	名	

2 本校の別科は、次のとおりとする。

科名	修業期間	総定員	備考
〇〇（専門）課程		名	
		名	

（学年及び学期）

第 5 条 本校の学年は、〇月〇日に始まり、翌年の〇月〇日に終わる。

2 〇〇（専門）課程の学期は、次のとおりとする。

第 1 学期 〇月〇日から〇月〇日まで

第 2 学期 〇月〇日から〇月〇日まで

第 3 学期 〇月〇日から〇月〇日まで

(休業日)

第6条 本校の休業日は、次のとおりとする。

- (1) 日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律に規定する日
- (3) 学年始休業〇月〇日から〇月〇日まで
- (4) 夏季休業〇月〇日から〇月〇日まで
- (5) 冬季休業〇月〇日から〇月〇日まで。
- (6) 学年末休業〇月〇日から〇月〇日まで
- (7) 開校記念日〇月〇日

第3章 教育課程、授業時数及び教員組織

(教育課程及び授業時数)

第7条 本校の教育課程及び授業時数は、別表のとおりとする。

(始業及び終業時刻)

第8条 本校の始業及び終業の時刻は、次のとおりとする。

- (1) 〇〇（専門）課程は、午前〇〇時から午後〇〇時まで（昼間）及び午後〇〇時から午後〇〇時（夜間）とする。
- (2) 別科は、午前〇〇時から午後〇〇時まで（昼間）及び午後〇〇時から午後〇〇時（夜間）とする。

(教職員組織)

第9条 本校に次の教職員を置く。

校長	1名
教員	名以上
講師	名以上
助手	名以上
事務職員	名以上
学校医	名

2 校長は校務をつかさどり、所属教職員を監督する。

第4章 入学、休学、退学、卒業及び賞罰

(入学資格)

第10条 本校の入学資格は、次のとおりとする。

(1) 高等課程

- ア 中学校若しくはこれに準ずる学校を卒業した者または中等教育学校の前期課程を終了した者
- イ 外国において学校教育における9年の課程を修了した者
- ウ 文部科学大臣の指定した者
- エ 本校において、中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者

(2) 専門課程

- ア 高等学校若しくはこれに準ずる学校若しくは中等教育学校を卒業した者
- イ 外国において学校教育における12年の課程を修了した者
- ウ 文部科学大臣の指定した者

エ 本校において、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者
(入学時期)

第11条 本校の入学時期は、次のとおりとする。

○○○○○○○○○○○○○○○○○○

(入学手続)

第12条 本校の入学手続は、次のとおりとする。

- (1) 本校に入学しようとする者は、本校の定める入学願書に必要事項を記載し、第18条に定める入学検定料を添えて、指定期日までに出席しなければならぬ。
- (2) 前号の手続を終了した者に対して入学試験を行い、入学者を決定する。
- (3) 本校に入学を許可された者は、入学許可の日から○日以内に第18条に定める入学金を納入し、入学手続を行わなければならない。

(休学)

第13条 生徒が、疾病その他やむを得ない事由によって、○日以上休学する場合は、診断書及びその事由を記し、校長の許可を受けなければならない。

2 前項の者が復学しようとする場合は、その事由を記し、復学することができる。

(退学)

第14条 退学しようとする者は、その事由を記し、校長の許可を受けなければならない。

(卒業)

第15条 本校所定の課程を終了した者には、学習評価の上卒業証書を授与する。

(褒賞)

第16条 成績優秀にして、他の模範となる者は、褒賞することがある。

(退学処分)

第17条 次の各号の一に該当する者には、退学を命ずることがある。

- (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
- (2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者
- (3) 正当な理由がなくて出席が常でない者
- (4) 学校の秩序を乱し、その他生徒としての本分に反した者

第5章 授業料、入学金等、その他

(授業料、入学金等)

第18条 本校の授業料、入学金等は、次のとおりとする。

授業料 (月額)	○, ○○○円
実習実験費	○, ○○○円
入学金	○, ○○○円
○○費	○, ○○○円
入学検定料	○, ○○○円

- 2 生徒が在籍中は、出席の有無にかかわらず授業料を所定の期日までに納入しなければならない。
- 3 生徒が休学したときは、前項の規定にかかわらず、またその始期にかかわらずその始期の属する月の翌日から授業料を免除することがある。
- 4 正当な理由がなく、かつ、所定の手続を行わずに授業料を○月以上滞納し、その後においても納入の見込みがないときは、退学を命ずることがある。
- 5 既に納入した授業料、入学金、○○費及び入学検定料は、原則として返納しない。ただし、

入学する年度の3月31日以前に入学を辞退した場合において、既に納入している授業料、実習実験費、〇〇費については、この限りではない。

6 授業料は、別に定めるところにより、その全部または一部を免除することができる。

7 本校の別科の入学金、授業料等は別に定める。

(寄宿舎)

第19条 寄宿舎に関する事項は、校長が別に定める。

(健康診断)

第20条 健康診断は、毎年1回、別に定めるところにより実施する。

(雑則)

第21条 この学則の施行に関し必要な事項は、校長が別に定める。

附 則

この学則は、□□〇〇年〇〇月〇〇日から施行する。

(注) 学則改正の都度改正年月日を附則に書き足し、改正の経緯を明瞭にすること。

例 附則 (□□〇〇年〇〇月〇〇日一部改正)

この学則は、□□〇〇年〇〇月〇〇日から施行する。ただし、入学金、〇〇費及び入学検定料の額については、□□〇〇年〇〇月〇〇日から施行する。

附則 (□□〇〇年〇〇月〇〇日全部改正)

〇〇〇〇〇〇〇〇…。

附則 (□□〇〇年〇〇月〇〇日全部改正)

〇〇〇〇〇〇〇〇…。

別表

〇〇 (専門) 課程

学科名				学科名			
授業科目	必・選 の別	年間授業 時数	週授業 時間数	授業科目	必・選 の別	年間授業 時数	週授業 時間数